

子どもの権利に関する条例 解説書

【前 文】

(前文)

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在であり、その育ちは人々の共通の願いです。

そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に保護者をはじめ他者を大切にし、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性をもちながら成長していきます。

一方で大人は、子どもが伸び伸びと生きていくことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、その子どもに応じた関わりで支えていく役割を担います。

熊取町では、町民をはじめとする人々との協働を大切にし、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます。

これらを踏まえ、子どもたちから多くの貴重な思いを聴き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりに取り組みました。

そして、熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人一人の権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長することができるまちの実現を決意し、この条例を制定します。

前 文

この条例制定の背景を表しています。

【第1章 目的及び対象】

(目的)

第1条 この条例は、子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、子どもの権利や、保護者をはじめ地域社会、行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めることを目的とします。

第1条(目的)

この条例を作った目的を示しています。

社会的な背景のもと、子どもをとりまく環境に変化が生じている中でも、子どもたちはいつも変わらずに、のびのびと暮らしていける環境が必要だと考えます。そのために必要な『守られなければならない子どもの権利』と『子どもの育ちを支えるために必要となる、子どものまわりの人々の役割』について、熊取町としての考えや姿勢を示すことが、この条例の目的です。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の者及び18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが
適当と認められる者です。
- (2) 町民 本町に居住、通勤又は通学する者及び町内で事業又は地域活動を行う者
です。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する者です。
- (4) 子ども施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法
律第164号）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）で定める施設その他子ども・
子育て支援に関する施設を運営する法人その他の団体並びに当該施設の業務に従事し
ている者です。

第2条(定義)

この条例の対象となる「子ども」「町民」「保護者」「子ども施設」の意味を定めています。

(1)子ども

この条例の子どもの範囲を定めており、国が採択している「児童の権利に関する条約」と同じく18歳未満の人を「子ども」としています。

ですが、何か特別な事情があれば18歳以上でも、この条例の「子ども」の対象となります。子ども
のことを考えたときに、18歳になると同時に子どもと、まわりのみんなが関わりをもたなくなるこ
とは、必ずしも良いとは言えないからです。

(2)町民

熊取町に住んでいる人や、熊取町で働く人、熊取町の学校に通う人、そのほかにも熊取町で色
んな活動をする人や団体、法人なども、この条例の「町民」としています。熊取町でボランティア活
動をする人たちもこの中に入ります。

(3)保護者

子どもの親自身のほか、親に代わり養育の役割を果たす者を「保護者」としています。親に代わ
り子どもを育てる人とは、未成年後見人や里親、未成年の親に代わって子どもを養育する祖父母
などが該当します。

(4)子ども施設

学校、保育所、幼稚園、認定子ども園、学童保育所、そのほか「子ども・子育て支援計画」に関
係する施設、事業を行う人や団体を子ども施設としています。

また、施設において事業をしているかに関係なく、子どもたちのところや、子どものいる家庭に
訪問して事業や活動する人たちもこの中に入ります。

【第2章 子どもの権利】

(子どもの権利)

第3条 子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引換えにすることなく、児童の権利に関する条約に基づく権利が保障されています。

2 子どもは、自身の権利が大切にされるとともに、他者の権利を大切にする必要があります。

3 代表的な4つの子どもの権利を、次のとおり規定します。

(1) 生きる権利

ア 命が守られ、尊重されます。

イ 愛情をもって心身ともに健やかに育てられます。

(2) 育つ権利

ア 学び、遊び、休息できます。

イ 安心できる居場所があります。

ウ 必要な支援や助言を受けられます。

(3) 守られる権利

ア 虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。

イ プライバシーが守られます。

(4) 参加する権利

ア 自分の意見や考えを自由に表明できます。

イ 仲間をつくり、集まり、活動できます。

第3条(子どもの権利)

日本は1994年に、全ての子どもがもつ権利を定める「児童の権利に関する条約」を批准しており、この条例では守られなければならない代表的な4つの子どもの権利を定めています。

子どもの権利は何かと引き換えではなく、それぞれの子どもが、生まれた時から同じようにもって守られること、また、子どもも社会の一員として、自分の権利が大切にされるのと同様に、ほかの人の権利を大切にすることが、この条例の中でも重要な視点です。

代表的な4つの子どもの権利は以下の(1)～(4)のとおりです。

(1) 生きる権利

ア 全ての子どもは生きる権利をもっていて、その子どもに応じた医療や保健サービスなどが受けられることなどです。

イ 全ての子どもは、それぞれ愛情を受けながら、生活できることなどです。

(2) 育つ権利

ア 勉強したり、運動したり、いろいろなことを知ったり、遊んだり、休んだり、文化芸術活動ができて、自分の能力をのばすことができること、また、その子どもに応じた教育や訓練などが受けられることなどです。

イ 子どもにとって安全で、安心でき、ありのままの自分でいられる居場所が確保されること、また、さまざまな理由で、安全で安心できる居場所がなくなってしまう時は、子どもにとって最も良いことを考えて、かわりの安全で安心できる居場所が作られることなどです。

ウ 困ったときに、アドバイスがもらえたり、サポートされることなどです。

(3) 守られる権利

ア 子どもは権利と心や体などが守られ、虐待(ぎゃくたい)やいじめ、体への暴力だけでなく、理由もなく心や気持ちや傷つけられたりしないことなどです。

- ・保護者から子どもへの体罰も禁止されており、権利侵害になります。
- ・虐待(ぎゃくたい)とは、体を傷つけられることだけではなく、心が傷つけられたりすることや、子どもの前で誰かが傷つけられること(子どもの目の前でのDVなど)も虐待にあたります。
- ・いじめかどうかは、本人でないと分からないことがあります。「これってちょっとおかしいのかな?」と感じたら、身近な人に相談することが大切です。
- ・不当な扱い(理由もなく他と差をつけられる)などを受けないように守られます。
- ・むりやり働かされたり、心や体によくない仕事をさせられないように守られます。
- ・犯罪から守られます。

イ 子どももプライバシーがあり、自分が知られたくないことは、正当な理由や、正当な必要が無ければ、誰かに知られません。そして、自分の誇りが守られます。

こんなことが虐待(ぎゃくたい)になります。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

※また「大阪府子どもを虐待から守る条例」では上記の区分に加え、経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること)を定めています。

(4) 参加する権利

ア 決まりを守り、誰かを傷つけるものでなければ、自分の意見や考え、思いを誰かに伝えることができることです。

イ 子どももみんなで集まったり、活動したりできることです。

(※)様々な権利に共通することですが、権利とはこうしても良いということですので、決められている権利を強要するものではありません。

しかし、多くの子どもの権利には、その権利を守るための大人の責務があります。

子どもが自分自身を傷つけようとした時は、まわりの大人はそれを止める役目を果たしますし、子どもが他の誰かを傷つけようとしたときや、子どもが自分自身に良くないことをしようとした時などもまわりの大人は、それを止める役目を果たします。

【第3章 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話】

(対話)

第4条 子どもと子どものまわりの様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。

第4条(対話)

子どもたちのアンケート結果などから、子どもには、大人と子どもの関係ではなく対等に話し合える関係でありたいとの思いが伝えられました。ここでは、それを受けて子どもと子どものまわりの人々の対話の重要性を定めています。

子どもと子どものまわりの人々は、話し合いながら、それぞれの子どもの成長をささえます。

ここで言う対話とは、子どもの意見を通すことではなく、子どもを一人の人間として認め、対等な関係で話し合い理解し合うことです。

子どもがいろいろな人との対話を通して、さまざまな価値観や生き方にふれて居場所を感じられることもあり、子どもの悩みに対して、まわりの大人はしっかりと向き合い、子どもの育ちを支えることが求められます。

【第4章 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務】

(町民をはじめとする様々な立場の者の役割)

第5条 町民をはじめとする様々な立場の者は、子どもが安全・安心に暮らし、成長することができる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 互いに協力し、一人一人の子どもに応じた関わりをもちます。
- (2) 保護者が、保護者としての子どもへの関わりと社会の一員としての役割を両立することができるよう協力します。
- (3) 子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談することができる環境をつくれます。
- (4) 子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは、相談につなげます。

第5条(町民をはじめとする様々な立場の者の役割)

子どものまわりの方々が協力して果たす役割を定めています。

- (1)地域の大人として協力し、子どもたちに応じた関わりで育ちを支える役割を担います。
- (2)地域の大人として、保護者の人が子育てなどの子どもへの関わりと、社会の一員としての役割をバランス良く果たせるように、保護者の人を支える役割を担います。
(社会の一員としての役割とは、仕事、家事、介護などです。他にも、ボランティア、趣味のサークル活動など、一人の大人としての様々な役割を指します。)
- (3)地域の大人として、子育てに悩んでいる人がまわりに相談しやすい環境をつくり、相談相手になったりアドバイスできるようにする役割を担います。
- (4)地域の大人として、子どもを見守り、子どもの異変に気付いたら、それぞれの相談場所につなげる役割を担います。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもが安全で安心して生活することができるように責任をもつ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行います。

- (1) 子どもに愛情をもって向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促します。
- (2) 子どもが必要な教育を受けられるようにします。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣や社会の規範が身につくよう行動します。

第6条(保護者の責務)

ここでは、保護者が子どもに近い立場で、まわりに相談したり助けを求めたりできることを知ったうえで、果たしていくべき責務を定めています。子どもの健やかな成長のために、子どもを中心とした環境が大切であり、子育てに不安を抱える保護者への支援はとても大切です。

- (1)保護者は、子どもをその子どもにあった方法で、愛情をもって育てます。
- (2)保護者が子どもの学校生活など、いろいろな学びができる環境を整えます。
- (3)保護者は子どもの身近な大人として、子どもが成長と共に必要になる生活の知識や力と、社会生活を営むうえで必要なルールやマナーが身につくよう行動します。

(子ども施設の責務)

第7条 子ども施設は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支えます。

- (1) 子どもが他者との関わりや集団生活などを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくよう関わります。
- (2) 子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるよう関わります。

(3) 子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は、必要な支援を行います。

第7条(子ども施設の責務)

子ども施設が子どもの健やかな成長のために果たす責務をここで定めています。

- (1) 子ども施設は、子どもが人との関わりを学びながら自分をより成長させられるよう関わります。
- (2) 子ども施設は、子どもそれぞれの歩みや個性にあわせた成長ができるよう関わります。
- (3) 子ども施設は、保護者をはじめとした子どものまわりの変化にも気付くよう努め、サポートするよう関わります。

【第5章 町の責務】

(相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行)

第8条 町は、子どものまわりの様々な立場の者がそれぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応し、また、子どもがいつでも相談することができるように、相談支援体制を確保し、これを維持します。

2 町は、「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行します。

第8条(相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行)

熊取町は小さなまちの優位性を生かし、町民と行政とが近い距離感で関わりをもっています。今後もこの優位性を生かし、以下の責務を担います。

1. 子どもにとって、困った時に相談できる場所を知ることがとても大切です。熊取町は子どもや子どものまわりの人々に対して、子どもの成長に合わせた困りごとの解決や、成長のサポートをしていけるよう、各関係機関が連携を図り総合的に対応できる相談体制を維持します。
2. 熊取町は具体的な行動を「熊取町子ども・子育て支援計画」に定め、定期的に見直ししながら子育て支援施策を実行します。

(虐待やいじめなどの権利侵害への対応)

第9条 町は、誰でも相談することができる窓口を確保し、これを維持します。

- 2 町は、関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組みます。
- 3 町は、権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組みます。

第9条(虐待やいじめなどの権利侵害への対応)

1. 熊取町は、誰でも相談できる虐待やいじめなどの権利侵害に対する相談窓口を運営します。
2. 熊取町は、学校等の関係機関、児童相談所などと協力し、虐待やいじめなどの予防及び早期発見に努めます。
3. 熊取町は、権利侵害を受けた子どもに対して、いち早く救済及び心身の回復にむけたケアを行い、子どもにとって最も良い環境で暮らせるように支援します。

(情報の取扱い)

第10条 町は、あらゆる相談等の情報を適切に管理及び運用します。

第10条(情報の取扱い)

熊取町は、相談などの情報が無関係な人に知られないようにします。

熊取町は、子どもが危険にさらされる可能性があるときは必要に応じ、情報を適切な相談先と共有し、協力して子どもを守ります。

熊取町は、困っている子どもの情報を知らせてくれた人の情報も子どもを守る目的以外には使用せず、知らせてくれた人の情報を守ります。

【第6章 広報及び啓発】

(広報及び啓発)

第11条 町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報及び啓発をします。

第11条(広報及び啓発)

熊取町は、この条例の効果が出るように、そして、みんながこの条例の理念に則って行動していけるように、PRをします。

(子どもの権利月間)

第12条 子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、児童の権利に関する条約が国連総会で採択された11月を熊取町子どもの権利月間とします。

第12条(子ども権利の日)

熊取町は、町民がみんな子ども権利について考える日とするため、毎年11月を熊取町子どもの権利月間と定めます。

【第7章 雑則】

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

第13条(委任)

条例を定めた後に、さらに細かな決まりを定める場合に必要な条文です。

現在は、この条例が効力をもつ日を定める予定です。